

## 訪問看護（介護予防訪問看護）重要事項説明書

### 1、いなみ訪問看護ステーションの概要

事業者名	いなみ訪問看護ステーション
代表者	社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会 会長 中谷 範之
所在地	加古郡稲美町加古 5141 番地
電話番号	079-492-7121
FAX番号	079-492-7102
開設年月日	平成7年4月1日
事業者番号	兵庫県 第2862890015号
各種加算	<input type="checkbox"/> 初回加算（ <input type="checkbox"/> 300単位 <input type="checkbox"/> 350単位） <input type="checkbox"/> サービス提供体制加算 <input type="checkbox"/> 特別管理加算（ <input type="checkbox"/> 250単位 <input type="checkbox"/> 500単位） <input type="checkbox"/> 緊急時訪問体制加算 <input type="checkbox"/> ターミナル体制加算 <input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算 <input type="checkbox"/> 看護・介護職員連携加算
併設サービス	居宅介護支援事業者（第2862890038号） 訪問介護（介護予防）（第2872800129号） 療養通所介護（第2872800400号） 小規模多機能型居宅介護（第2892800018号） 相談支援事業者（第2832810028号） 障害児相談事業者（第2872800046号）
提供可能地域	稲美町・播磨町・加古川市八幡町、神野町、野口町 及び平岡町、明石市魚住町、神戸市西区岩岡町及び 神出町、三木市別所町

### 職員体制

	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	看護師	1		1
従事者	看護師	1	6	8
	セラピスト		4	4
事務職員		1		1

### サービス提供時間

平日（月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、緊急時はこの期間の限りではありません。

## 2、サービスの内容

居宅において看護師等における療養上の世話または必要な医療的処置を行います。

- (1) 症状の観察（健康チェック）
- (2) 清潔の保持（清拭・洗髪・部分洗浄・入浴・シャワー浴等の介助）
- (3) 排便コントロール
- (4) 嚥下訓練を伴う食事介助や食事に関するアドバイス
- (5) 膀胱内カテーテルや各種栄養チューブの管理及び管理指導
- (6) 身体・動作・呼吸などのリハビリ訓練及び指導
- (7) 本人及び家族への療養及び介護の指導
- (8) 医師の指示による医療的処置
  - ・床ずれ、その他創部の処置
  - ・酸素療法,人工呼吸器,中心静脈栄養などの管理
  - ・人工肛門の管理と指導
  - ・各種チューブの管理
- (9) 医師との連携
- (10) 終末期のケア（在宅死をご希望の方に看取りのお手伝いをします）
- (11) がん末期の方への援助（症状コントロールを含む）
- (12) 家族の健康相談・在宅サービスに関する相談

以上の内容外のことについてはご相談ください。

## 3、担当者

- (1) サービス提供にあたって、あらかじめ担当者を決めておきます。
- (2) 利用者は担当者の変更を申し出ることができます。その際事業者は、サービスの目的に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更の申し出に応じます。
- (3) 事業者は、担当者の退職や休職又は、利用者都合によるサービスの提供の休止（入院など）等、正当な理由がある場合担当者を変更することがあります。その際は事前に利用者の了解を得ます。

## 4、訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- |                                    |
|------------------------------------|
| ① 利用者若しくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受      |
| ② 利用者の家族等に対するサービスの提供               |
| ③ 飲酒及び喫煙                           |
| ④ 利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動 |
| ⑤ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為           |

## 5、利用料金

### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金の一～三割です。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。詳細については別紙利用料金表を参照とします。

※やむを得ない事情で二人で訪問する場合は、利用者及び家族の同意を得て、複数分の料金をいただきます。

### (2) 交通費

前記1の表に記されたサービス提供地域にお住まいの方は、利用料金に交通費が含まれます。

### (3) キャンセル料金

利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。それ以降のキャンセルについては次のキャンセル料金を申し受けることとなりますのでご了承ください。

連絡先                      電話（079）492-7121

	キャンセル料金
サービス利用の前々日	無料
サービス利用の前日	利用者負担の50%
サービス利用の当日	利用者負担の100%

#### (4) その他

- ① 利用者のお住まいでサービスを提供するために、使用するガス・水道・電気などの費用は利用者のご負担になります。
- ② 利用者負担金は、月末で締めて翌月の 20 日にご指定金融機関から引き落としします。(場合によっては集金扱いとします) その際に発行する領収書は再発行できませんので各自保管してください。
- ③ 衛生材料などの代金については説明のうえ随時集金させていただきます。

### 6、事業の目的及び運営方針

利用者等が、住みなれた家庭で安心して療養できるよう在宅での生活を支えることを目的とする。目的を達成するために医師の指示に基づき、地域との結びつきを重視し、他の保険・医療又は福祉サービスとの密接な連携に努めるものとします。

### 7、緊急時の対応

利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡を行い医師の指示に従います。また、緊急連絡先（家族、救急隊、親族、居宅介護支援事業者など）に連絡します。また、主治医に連絡が取れない場合は、緊急搬送など必要に応じて対応します。

### 8、事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	公益財団法人 日本訪問看護財団 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	あんしん総合保険
保障の概要	賠償責任保険、業務従事者傷害保険等

## 9、サービスの内容に関する相談・苦情窓口・対応

- (1) 当事業者の訪問看護（介護予防訪問看護）サービスに関する相談・苦情についてのご相談・苦情をお受けします。また、市町に報告し、必要な改善を行います。

担当者	管理者	花野 誉子
連絡先	079-492-7121	079-492-7102 (FAX)

- (2) 当事業者以外に、下記の担当者に伝えることができます。

- 1、  稲美町役場 健康福祉課 介護保険係  
079-492-9139 (直通)
- 播磨町役場 保険年金グループ介護保険課  
079-435-2582 (直通)
- 加古川市役所 福祉部 介護保険課  
079-427-9123 (直通)
- 三木市役所 健康福祉部 介護保険課  
0794-89-2325 (直通)
- 明石市役所 高齢者総合支援室 介護保険課  
078-918-5091 (直通)
- 神戸市役所 保健福祉局 高齢福祉部 介護保険課  
078-322-6228 (直通)
- 2、 兵庫県国民健康保険団体連合会  
078-332-5617 (苦情担当)

## 10、虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発防止を努めます。

- (1) 虐待防止の措置を講じる担当者をおきます。
- (2) サービス提供中に、当該事業者従事者または養護者（養護者の家族同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報します。

## 11、個人情報の保護

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱い」に努めるものとします。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて同意を得ます。

## 12、衛生管理について

- (1) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業者の設備及び備品衛生等の衛生管理に努めます。

## 13、気象状況の対応

悪天候（台風、暴風、大雨、洪水、雷、雪、大雪）により訪問が困難となった場合、事業者の判断で訪問を中止させていただくことがあります。その時の状況により、電話対応もしくは訪問日の変更等で対応させていただきます。

## 14、暴言・暴力・ハラスメントについて

訪問看護の利用にあたっては、看護師等の心身に危害を及ぼす行為は行わないでください。暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対する組織・地域での適切な対応を図るとともに、法人内に責任者を選定しています。

相談窓口担当者 坂口 智彦

- (2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 暴言・暴力・ハラスメント行為・性的な言動が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

### 【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

- ・暴力又は乱暴な言動 ・殴る ・蹴る ・物を投げつける ・刃物を向ける ・怒鳴る ・奇声や大声を発する など
- ・ハラスメント行為 ・不必要に体を触る 手を握る ・腕を引っ張り抱きしめる など
- ・卑猥な画像や動画を繰り返し見せる など
- ・職員や他者の個人情報を求める ・ストーカー行為 など

### 契約する場合は以下の確認をすること

訪問看護（介護予防訪問介護）の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明をしました。

事業者

住 所 加古郡稲美町加古 5141 番地

名 称 いなみ訪問看護ステーション

説明者

所 属 いなみ訪問看護ステーション

氏 名 花 野 誉 子 印

説明日時 令和 年 月 日 時 分

説明場所 自宅 自宅以外（ ）

私は、本書面により事業者から訪問看護（介護予防訪問看護）についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印